

原議保存期間 5 年
(平成22年12月31日まで)

各管区警察局長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁運発第9号
平成17年1月14日
警察庁交通局運転免許課長

運転免許試験等における障害者に対する配慮について

道路交通法の一部を改正する法律(平成13年法律第51号。以下「平成13年改正法」という。)により障害者に係る運転免許の欠格事由の見直しがなされたところであるが、その施行状況、障害者の意見等を踏まえ、障害者施策を更に推進していくため、運転免許試験等において障害者に関し下記のとおり配慮されたい。

記

1 学科試験における配慮

今後、学科試験問題用紙を作成するに当たっては問題のすべての漢字に振り仮名を付けること。

また、学科試験の問題の表現については、警察庁としては、自動車等の運転に必要な知識を確認するという目的を損なわない範囲内において、受験者が出題意図を容易に理解できるようなものとすべきとの考え方にに基づき、例題を示すなどしてきたところであり、今後とも、各方面の意見を参考にして、例題の表現を適切なものとするよう努めることとしている。都道府県警察にあっては、これらを踏まえ、引き続き、問題の表現を適切なものとするよう努めるとともに、表現方法に対する受験者からの意見等に接した場合は、適宜、警察庁に対し報告することとされたい。

2 自動車教習所に対する周知徹底等

自動車教習所に対して、心身障害者については運転免許取得可能であれば可能な限り受け入れることが望ましい旨、及び身体障害者に対応した教習車両がない場合でも障害者が持ち込んだ車両による教習の実施に努めるべき旨の周知

徹底を図ること。

また、自動車教習所が心身障害者は一律に入校できないという方針をホームページ等で明示している例がみられるが、およそ心身障害者は運転免許を取得できないとの誤解を与え、平成13年改正法による運転免許の欠格事由の見直しの趣旨にも反するものであり、望ましくないものとする。都道府県警察にあっては、当該都道府県の自動車教習所がこうした方針を明示していないか点検し、問題を認めた場合は、「障害をお持ちの方で、運転免許が取得可能かどうか疑問に思われる方は、運転免許センターの運転適性相談窓口（連絡先電話番号）にて御相談下さい。」といった表現に改めるよう指導すること。